

地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+） 中間評価要項

平成 29 年 5 月 30 日

地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会

1. 目的

「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に選定された大学・短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の事業の達成状況や成果等について評価を行い、その結果を各大学等に示し適切な助言を行うとともに、社会に公表することにより、地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先を創出し、その地域が求める人材を養成するための教育カリキュラムの構築・実施に資することを目的とする。

2. 対象、時期

選定された各大学等の事業について、公募要領に基づき平成 29 年度に中間評価を実施する。

3. 体制、方法

1) 体制

中間評価に当たっては、a. 各事業の選定に係る審査状況、審査経過等を熟知している有識者 b. 当該事業等の分野に関する高い知見を有する有識者等から構成される地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会（以下「事業委員会」という。）において実施する。

2) 方法

①中間評価については、次の評価資料に基づき、「4. 中間評価項目の観点」に示す観点により書面評価及び面接評価での評価を行う。また、必要に応じて現地調査を行うこととする。

○大学等が作成する中間評価調書

- ・ 中間評価調書（様式 1、様式 2）
- ・ 別添資料
- ・ 概要資料

○申請書類（平成 27 年度選定時）

○選定時に付された事業の改善のための意見等

○平成 28 年度 フォローアップ報告書

○平成 28 年度評価 評価結果（大学 COC 事業採択校）

②書面評価は、4. 1) に示す評価項目毎に別紙の評価区分により行う。

③書面評価を基に面接評価を行い、必要に応じて行う現地調査の結果を総合的に勘案し、以下の区分の総括評価により評価結果を決定する。評価結果は、総括評価及び評価結果に関するコメントで構成する。

・総括評価

区分	評価
S	計画を超えた取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を十分に達成することが期待できる。
A	計画どおりの取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を達成することが期待できる。
B	一部で計画と同等又はそれ以上の取組もみられるものの、計画を下回る取組があり、本事業の目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要である。
C	取組に遅れが見られるなど、総じて計画を下回る取組であり、本事業の目的を達成するためには、当初計画に基づく目標の早急な達成や事業規模の縮小等に向け、財政支援の縮小を含めた事業計画の抜本的な見直しが必要である。
D	現在までの進捗状況に鑑み、本事業の目的を達成できる見通しが無いと思われるため、選定大学等への財政支援を中止することが必要である。

④その他、評価の実施に必要な事項は事業委員会において定める。

4. 中間評価項目の観点

1) 書面評価の観点

(1) 事業の目的及び概要

- ①目標の達成に向けた体制の整備や取組のこれまでの全体的な進捗はどうか。【全体的な進捗】
- ②共通の事業目標及び共通の事業目標以外に設定した定量的・定性的な目標は、各事業協働機関の役割等を踏まえ、適切に進捗しているか。【事業目標の進捗】

(2) 事業協働地域の課題等

「事業協働地域」の課題やニーズについて、最新の状況を定量的・定性的に把握しつつ、解決を図るための取組を着実に進めているか。【課題やニーズの的確な把握及び取組の進捗】

(3) 地方創生に必要な COC+大学の教育カリキュラムの構築・実施

- ①養成する人材像に即して編成された教育プログラムは、必要な能力が修得できる内容となっているか。また、その進捗状況はどうか。【教育プログラム編成と実施の進捗】
- ②教育プログラムにおける学生の履修状況はどうか。また、履修者数を更に増やすための取組内容・進捗はどうか。【履修状況】
- ③「PBL」、「フィールドワーク」や「インターンシップ」など、学生が事業協働地域で主体的に学修できる取組の進捗はどうか。【学生の主体的な学びのための取組】
- ④教育プログラムを実施していくために、必要な能力や専門性を備えた教員を適切に配置しているか。【教員の配置】
- ⑤教育プログラムを実施し、より充実していくためのファカルティ・ディベロップメント (FD) など、

教員の質を担保するための取組内容・進捗はどうか。【教員の質の担保】

(4) 実施体制と情報の公開、成果の普及

- ①本事業の実現に向けて、学内の組織的な実施体制が適切に構築されているか（学長を中心とした体制の整備、学内への周知徹底を含む）。【学内の実施体制】
- ②事業協働機関それぞれの役割が明確であり、役割が適切に実施されているか。【事業協働機関間の役割分担】
- ③事業協働機関が一体となって取り組むための計画等に基づき、必要な体制が適切に整備されているか。また、協定・対話の場を設定するなど、体制が組織的・実質的なものとして機能するための措置がなされているか。【事業協働機関間の体制整備】
- ④「COC+推進コーディネーター」が、事業の実施に適切に関与・牽引する仕組みが構築されているか。【コーディネーターの配置による効果】
- ⑤コストシェアの考え方（役割分担）を明確にした上で、事業協働機関からの追加的支援（財政支援、建物の無償貸与、人員派遣等）が得られているか。【ステークホルダーとのコストシェア】
- ⑥外部評価を含む実績評価が適切に実施できる体制が事業協働機関の参画も得て整備され、適切に運営されているか。【評価体制の整備】
- ⑦目標に対する達成度、学生の資質・能力の向上、学修行動の変容、教育効果の把握など、定量的・定性的・客観的なデータ（事業協働地域の課題やニーズについてのもを含む）に基づいた把握・分析を行い、プログラムを評価し、必要な改善や見直しを行う PDCA サイクルが構築され、適正に機能しているか。【適切な評価の実施と PDCA サイクル】
- ⑧取組の波及効果はどうか。【波及効果】

(5) 事業の実実施計画・継続性

- ①各年度の計画に基づき、着実に事業が実施されているか。また、今後の見通しはどうか。【計画の実施状況・見通し】
- ②学内体制、専門人材の配置や学生の受入れ先など学外との連携体制、FD やスタッフ・ディベロップメント（SD）の実施体制等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施されることが十分見込めるものとなっているか。【体制的な継続性】
- ③資金計画の面から、補助期間中、事業規模を縮小せず計画を遂行することが見込める内容・進捗となっているか。また、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施されることが十分見込めるものとなっているか。【資金的な継続性】

(6) 各経費の明細

事業内容との関係において、各経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【経費の事業内容との関係性・整合性】

(7) 選定時に付された留意事項、フォローアップ報告書、平成 28 年度評価 評価結果への対応

- ①選定時の「事業の改善のための意見等」において付された留意事項への対応を適切に行っているか。【選定時に付された留意事項への対応】
- ②フォローアップ報告書への対応を適切に行っているか。【フォローアップ報告書への対応】

③「平成 28 年度評価 評価結果」(大学 C0C 事業採択校)において付された留意事項への対応を適切に行っているか。【平成 28 年度評価 評価結果に付された留意事項への対応】

2) 面接評価の観点

- ・書面評価で不明確な事項について面接により確認する。

3) 現地調査の観点 (必要に応じて実施)

- ・面接評価においても不明確な事項や現地で確認すべきと判断された事項がある場合には、必要に応じて現地調査を実施する。

5. 中間評価の決定

書面評価、面接評価の結果を踏まえ、必要に応じて行う現地調査の結果を基に総合的に勘案し、評価結果(案)を作成する。評価結果を決定するに当たっては、評価結果(案)の総括評価において評価が「C」又は「D」とされた大学等に対し、事前に評価結果(案)を提示して意見申立ての機会を設けた上で決定する。

6. その他

1) 開示・公開等

(1) 事業委員会の審議内容等の取扱いについて

評価に係る審議は原則非公開とする。

(2) 評価結果の公表等について

評価結果は文部科学省へ報告されるとともに、各大学等から提出された概要資料と併せて公表する。

(3) 委員等の氏名等について

事業委員会委員及び専門委員の氏名等については、評価結果の決定後に公表することとする。

2) 利害関係者の排除等

事業に利害関係がある委員等(以下の(1)～(3)に該当)は、事務局にその旨申し出ることとし、当該事業の評価には参加させないこととする。

(利害関係があるとみなされる場合の例)

- (1) 委員等が当該事業を実施する大学等の専任又は兼任として在職(就任予定を含む)又は3年以内に在職していた場合
- (2) 委員等が当該事業を実施する大学等・学校法人等の役員として在職(就任予定を含む)又は3年以内に在職していた場合
- (3) その他、委員等が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

3) 情報の管理、守秘義務、中間評価調書等の用途制限

(1) 評価の過程で知り得た個人情報及び大学等の評価内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。

(2) 委員等として取得した情報（「中間評価調書」等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとし、各種資料については、自宅又は研究室等において厳重に保管し、盗難や紛失の恐れがないよう、極力外部に持ち出さないこととする。また、電子データについては転送や複製を行わず、評価終了後には必ず削除するものとする。

(3) 評価に係る資料等は、本事業の評価を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

4) 評価結果の補助金配分額への反映

中間評価の結果は文部科学省に報告され、今後国会の議決を経て決定される平成 30 年度以降の予算の範囲内で文部科学省が行う補助金の適正配分に資する。

以 上

地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）
中間評価書面評価の評点の取扱いについて

「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+） 中間評価要項」に基づく、書面評価における評価区分評点の取扱いについては、以下のとおりとする。

【評点の考え方】

- 各評価項目については、その重要性に鑑み、項目毎に係数をかけて評価に重み付けをする。

【120点 満点】

評価項目	係数	評価区分				
		S (5点)	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)
(1) 事業の目的及び概要	5.0	25	20	15	10	5
(2) 事業協働地域の課題等	3.0	15	12	9	6	3
(3) 地方創生に必要な COC+大学の教育カリキュラムの構築・実施	4.0	20	16	12	8	4
(4) 実施体制と情報の公開、成果の普及	4.0	20	16	12	8	4
(5) 事業の実施計画・継続性	5.0	25	20	15	10	5
(6) 各経費の明細	1.0	5もしくは0				
(7) 選定時に付された留意事項、フォローアップ報告書、平成 28 年度評価 評価結果への対応	2.0	10	8	6	4	2

※「(6) 各経費の明細」については、事業内容との関係で抜本的な見直しが必要な場合に限り0点とする。